

議案第5号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名 称	主たる事務所の所在地	期 間
略		
特定非営利活動法人倉吉鳴水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日から 令和7年7月31日まで
略		

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名 称	主たる事務所の所在地	期 間
略		
特定非営利活動法人倉吉鳴水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から 令和2年7月31日まで
略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。